

～4月17日以降に申告される方へ～

個別指定による期限延長により4月17日以降に申告される方の口座からの振替日は、個別に連絡いたします

1 口座からの振替日

申告期限の延長申請をされた方の申告所得税及び個人事業者の消費税の口座からの振替日については、所轄の税務署から個別に連絡させていただくこととしております。

※ 口座からの振替日は、延長後の期限から税務署内での処理や金融機関への連絡等に要する日数を加算して個別に設定することとしております。

2 新規に振替納税の利用を希望される方へ

振替納税のご利用に当たっては、延長後の期限（※）までに所轄の税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

※ 申告と同時に申告期限の延長申請をされる場合は、申告の日が延長後の期限になりますので、申告書と併せて「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

3 納税資金の準備が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難と認められる場合は、税務署に申請いただくことで、納税についての猶予制度を適用できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。